

第3回 三重県環境審議会三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会 議事録

日時：令和元年9月19日（木）14：00～16：00

場所：第一ビル 6階大会議室

【開会】

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから三重県環境審議会条例（第7条）の規定により設置されました「三重県環境審議会三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会」の第3回部会を開催いたします。

本日、事務局の進行をさせていただきます、大気水環境課 課長の尾邊と申します。よろしく願いいたします。

それでは、まず、議事に先立ちまして、環境生活部副部長の岡村よりご挨拶申し上げます。

【岡村副部長挨拶（略）】

（事務局）

続いて、本審議会は原則公開といたしておりますが、委員の皆様に変更して公開の可否につきましてお諮りいたします。本部会を公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声により公開>

ありがとうございます。ご了解をいただきましたので、本部会は公開とさせていただきます。

ここで、傍聴の皆様にお願いがございます。傍聴の皆様におかれましては、傍聴要領に従い、審議を傍聴いただきますよう、お願い申し上げます。これに反する場合には、ご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

また、議事進行中におきましては、部会においてはご議論に集中していただきたいと考えておりますので、できる限り撮影される方は冒頭のみでお願いしたいと思います。御協力をお願いいたします。

続きまして、配布しました資料の確認をしたいと思います。

（事務局）

【事務局説明（略）】配布資料の確認 事項書、資料1～4

不足などございませんか。不足や落丁等ございましたら説明の途中でも結構ですので事務局までお申し付け下さい。

それでは、議事に入らせていただきたいと思いますので、進行につきまして、酒井部

会長、よろしくお願ひいたします。

【酒井部会長挨拶（略）】

（酒井部会長）

それでは、事項書に従ひ議事について進めて参りたいと思います。

本日の議事は、事項書の議事（１）～（３）となっております。

まず事務局から、議事をご説明いただき、その後、委員の皆様のご検討をお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事（１）「許可の期間の設定及び経過措置の期間の変更について」ご説明をお願ひします。

（事務局）

【事務局説明（略）】

議事（１）「許可の期間の設定及び経過措置の期間の変更について」

資料 1

（酒井部会長）

１番目の審議事項ですが、許可期間と経過措置の期間について、当初、許可期間については期間を設けていなかったのですが、新たに３年間という期間の設定をしようという事と、経過措置については１年間という事で。これは皆さんから頂いたご意見を元に埋立て期間を設定する。あるいはもう少し経過措置を短くして、早く運用するというご意見を反映したものだと思ひているのですが、（事務局からの説明に対し、委員の皆様）ご意見いかがでしょうか。

（発言なし）

よろしいですか。それでは続きまして、事務局から議事（２）「三重県土砂条例（仮称）のあり方」（中間案）に対する意見募集等の結果概要について」ご説明をお願ひします。

（事務局）

【事務局説明（略）】

議事（２）「三重県土砂条例（仮称）のあり方」（中間案）に対する意見募集等の結果概要について」

資料 2

(酒井部会長)

それでは、事務局からの説明に対し、委員の皆様からご発言をお願いいたします。概ね今の流れで最終案までお進めいただくのですが、(これまでの意見が)ほぼ反映されていると理解してよろしいですね。

(事務局)

どうしても法律的にできないことでもありますとか、県外の土を一切入れるなでもありますとか、罰金罰則は廃棄物処理法と同じ位まであげなさいとか、そういう対応できない部分はあるかと思いますが、ご意見を聞かせていただいているものについては前向きに捉えさせていただき、反映できることは全て反映させていただいたつもりです。

(酒井部会長)

そういう事ですが、何かございますか。先ほど申し上げた通り最終案なので、先生方のご意見を頂いて、ブラッシュアップできればなと思いますが。

(委員)

気になるのが、「4の(2)」ですね。パブコメの意見数が多いのが気になっていて、搬入禁止とかは先ほどご説明になった通り、法令上という話はあるし、この後も色々説明して頂けると思いますが、どのくらいこの辺りが県民の皆様に対し分かりやすい形になっているか聞いた後、コメントがあればさせていただこうと思います。

(酒井部会長・委員)

他にいかがですか。

多分これを受けて最終案の話が出てくるので、後で伺ってもいいのですが、住民とか、特に市町との連携がこれから大変重要になってくるため、その辺りはマニュアルを作るといってお話もありましたが、そういう説明をどのようにしていくかが大変重要だと思います。認識持ってもらう事も重要だと思いますが、その辺りの事、県としてどう考えられているか。これは最後の質問かもしれないので最終案が終わってからでもいいのですが。

(事務局)

説明につきまして、市町に対しては、市町の方々を集めて説明会をすとか、それから一般の業者さんあてにも一つのイベントの様に講演会を開催して、広く新聞社さんも来てもらい説明会を開催しつつ、周知を図りたいと考えております。あと、パンフレット等も作る予定にしています。

(酒井部会長)

たぶんこのコメント自体が、そのあたりの考え方というのが県内できっちり浸透してほしいというか、県外から搬入禁止はできないけれど、変なものが入ってくるのを早めに阻止できるような事をきっちり県がやってくださいと言うご意見だと思うので、その辺りが反映される、まあ条例自体がその方向を向いているのは確かなのですが、運用にあたってがとても重要だと思うので、後でまた伺うかもしれませんけれど。

他にご意見いかがですか。よろしいですか。それでは最終案、皆さん期待されています。事務局から議事(3)「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(仮称)のあり方」(最終案)について」ご説明をお願いします。

(事務局)

【事務局説明(略)】

議事(3)「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(仮称)のあり方」(最終案)について」

資料3

(酒井部会長)

過去に頂いた意見等も踏まえて、最終案として作成されたものですが、これに関しましてご意見等あればお願いいたします。

(委員)

まずP10を確認したいのですが、許可の申請の手続きのところ、申請書類の中で、持ち込まれる土砂の土質の計量証明は求めないのでしたか。

(事務局)

土砂等について、P14を見ていただきますと「土砂等の搬入規制等」という事が入ってくる土についての規制をこちらの方でまた改めて規制しております。汚染状況の確認について基本的には分析結果等を求めることになるのですが、例えば土壤汚染対策法に基づく調査をしていて安全性が確認されている場合や、県の生環条例に基づく調査等がある場合には、これに代えることができると考えております。

(委員)

そうすると個々に対応が変わるという事ですか。例えばどこかに高いアルカリ性を有することがあり、これが入ってくる前にきちんと把握するにはそれぞれの土砂について「こういう土砂だよ」とその土質は求めるべきかと思う。どういう素性の土砂が

入ってくるのか分からない状況で持ち込まれるというのは、地域住民にとって不安な所です。

(事務局)

P 1 4 の 2、3 のところがそれに該当するかなと思っっているのですが、「発生場所及び汚染のおそれのないことの確認」という事で、土砂等を搬入しようとするときは、事前に県に発生場所と汚染のおそれのないことを確認した書類を報告することを求めていますので、そこに発生元証明であるとか分析結果であるとかを求めます。また改良土については、分析結果と併せて発生元の自治体がこれはリサイクルできる土ですよということを証明する書類を事前にご提出いただくことを考えております。

(委員)

その場合に、例えばその持ち込まれる土砂は、持ち込まれる元の場所が1か所からとは限らないわけですよね。その際、数カ所から持ち込まれることがあった場合、その場合どのような対応をされるのか。

(事務局)

県の今の考え方と致しましては、土が出る場所全ての発生元情報及びその安全性の確認ができる書類がないものについては受入できない指導をしていくことを考えています。

(委員)

全てという事ですね。わかりました、ありがとうございます。もう1点よろしいでしょうか。P 8 ですが、埋立て等区域の周辺地域の住民に対してですが、P 9 の方に「周知範囲については、地域事情もあることから、県は説明会等の開催前に意見照会することが適当と考えます」と書かれていますので、市町が例えば「上流何キロ以上くらいのところまでの地域は全部お願いします」と言ったらそれに該当するという理解でよろしいですね。

(事務局)

必ずしも全てのものが対応できるかという難しい所があるかもしれませんが、概ねその市町の意見を伺って妥当性のある範囲であればそれは当然説明会を求めていくことになるかと思えます。ただ全市町に周知してくださいねという話になってきますと、なかなかそれは物理的に困難になるとか、事業者に過度の負担になりますのでそれは市町と意見交換しながら決定していきたいと思っております。

(委員)

意見募集等の結果概要の4の(2)のところで、「上流から下流まで」というところがあるが、あれはまさにこのことを言っていると思います。だからできる限り広い範囲で地域を考えていただいた方が良くと私は思います。もう1点は住民が住んでいれば住民が対象になるのですが、例えば水道施設とか人が住んでいない施設が上流にあり、土砂が搬入されるという際、この対象をどうするか考える必要があると思う。こうした場合どのようにお考えですか。

(事務局)

まず、水利権があると言った場合については市町と協議しながら水利権者様に求めていくとかです。水道水源が上流にあるものについては、直ちにダメと我々の方で判断することはできないと思っておりますが、例えばその施工方法等によって水道水源に影響のない施工を求めていたり、あとは市町の方で例えば水道水源保護条例であるとか別途規制して頂く事は必要かなと考えております。

(委員)

なるほど。例えば土砂の搬入される地点から、下流何キロと具体的に数字があると委員さんはある程度想像がつくと思いますが、この辺りが曖昧になっていると結局スルーされるのではないかという感覚を持たれてしまうことは少し心配に思う。ですので、この辺りはおそらくパブコメで多い意見。結局具体的じゃないから不安だと思う。もし可能であれば必ずしも数字で示す必要はないが具体的な、もう少し見える形があれば良いと思います。特に今の水道の話もそうなのですが、受益者にどの程度説明等その話をするとか、その点も含めてもう少しご検討頂けるとありがたい。

(事務局)

条例あるいは規則の中に入れる事ができるか、できないかという件は、ちょっと今後の事もあるかと思いますが、周知の方法は今後手順書等で定めていくことを考えております。そうした中に先生のご意見をふまえながら記載方法等も考えていきたいと思っております。

(酒井部会長)

よろしいですか。そここのところは市町等の連携、地域住民等の連携というのが大変重要になってきて、「うちは知らんよ」という話では決してないと思います。先生が言われている辺りのことは、うまく運用できるように心がけていただければなというご意見だと思われまますので、よろしく申し上げます。他にご意見いかがですか。

(委員)

同じく P 8 のところで、周辺住民の方は住民説明会の開催の日から許可申請の日までの間に、申請予定者に意見書の提出によって意見を述べることができるとあるのですが、規則とかで別途定めるのかもしれませんが、説明会から許可申請までの期間は何日以内とかそういう定めはあるのでしょうか。

(事務局)

別途規則等で定めることを検討しています。概ね 30 日程度が良いのかなと考えていますが、まだ検討中です。最終的には住民の方が意見を出せる期間というのは定めていきたいと考えております。

(委員)

P 8 の規定だけ読んでいますと、例えば説明会は開催したけれどそこから間をおかずに直ぐ許可申請を出すことによって、事実上住民の意見を出す期間がなくなるという可能性もあります。逆に許可申請を出すまではいつまでも意見を出せるとなってしまうと、事業者の側がようやく準備ができて許可申請を出そうと思ったら、新しい意見が住民の方から出されていて、それに対応方法を考えてようやくできたと思ったらまた新しい意見が出されてと言う事で、ずるずるいつまでも申請ができないという不都合も生じるかと思うので、何か確定的な期限をもって切る方が、事業者・住民双方にとって分かりやすく、不都合が生じづらいかと考えますのでその辺りお聞かせいただけますか。

(事務局)

概ね 30 日程度という事で、このあり方の中にも一度分かるように記載させてもらった方が良くと思いますので、中身を部会長とも相談しながら検討し、決定させていただきたいと思います。

(酒井部会長)

何日くらいが良いでしょうか。

(事務局)

ある程度、説明会で出されたことを住民側で検討して意見を取りまとめる期間が必要だと思いますので、やはり 30 日くらいは必要かなと思います。

(委員)

今回条例の中で埋立てが行われる土地の所有者さんに関しても義務が生じて、場合

によっては罰則も出てくるということで、土地の所有者に関してもかなり影響のある条例なのですけれど、今回この条例を公布・施行するにあたって事業者さんの方には説明会を開催したりと周知の手続きを図られると思いますけれども、所有者さんとなると、おそらく昔から山林とか土地を所有しておられる一般の市民の方々が多いのかなと思います、その所有者さんに対してこの条例の内容を周知する計画はありますか。

(事務局)

まず、広く一般的に広報等を使って周知していくというのが1つあるのかと思います。もう1つは関係団体等、例えば森林組合の関係、不動産関係の取引をされる団体等、そういった所に現在関係団体として説明させていただいているところですので、そうした色々な団体さんへの説明と合わせて広く周知できるようなことを考えたいと思います。

(委員)

これに関係するものかどうか分かりませんが、今現在埋立てされているところが山間部、山の方になっておりますが、土地所有者の許可を得たとしても例えば地域の住民や森林組合の職員が見たところ、明らかにその範囲を超えて埋立てをしているという通報あるいは報告をする窓口をはっきりしていただいた方が良いのではないかと思います。

(事務局)

現在条例の検討と合わせて実施体制についても廃棄物対策局のほうで検討させていただいております。今後監視指導の体制でありますとか、指導であるとか、また警察との連携等も踏まえて体制づくりを整備していくところです。ご意見に対してしっかり対応できる体制づくりについてこれからも進めていきたいと思っています。

(委員)

不法投棄と同じような扱いで監視していくようなイメージなのですか。そこまではやらないですか。

(事務局)

今、廃棄物監視・指導課の方で実施体制を検討させていただいておりますので、現在の廃棄物監視の体制が当初この条例制定のときに、知事の方も監視体制というのは廃棄物対策局の方で一定の知見を集約しておりますので、そういったことが生かせるような体制づくりが必要だという事を説明しておりまして、それに向けて体制整備を行

っているところになります。

(事務局)

今はそういう現場に具体的に直面していませんが、現場に監視に行くなどそうした対応をしているとどれくらいの頻度が良いかというのは分かってくると思います。今のところ廃棄物の監視指導という面では、業者とか、不法投棄の現場とか、そうした場所での対応はかなりプロフェッショナルな体制がありますので、そうしたことも踏まえて安全性、確実性、適正な監視という事を考えてやっていきたいとは思っています。

(委員)

実際これを運用していくとなると大変だと思いますけれど、県の方で頑張ってもらえばと思います。お願いします。

(委員)

一点だけ確認をさせていただきたいのですが、P 24 市町との連携のところ、例えば市町の条例の中で、届出制のみ書いているところは当然こちらの許可制の方が適応されて、例えば同等以上ということは既に明記されていますので、規模要件 1,000 とか 500 とか市町が書かれたときはそちらの方を適用するというすみ分けでよろしいですね。

(事務局)

先生のご意見いただいたとおりでありまして、原則的には現在市町の方で、例えば尾鷲市さんの方が県の条例を補完する形で 3,000 m²以下のところを条例化していただいております。そういった場合には、この条例とのバッティングはないのですが、ただ市町さんの方がより厳しくやりたいということで 3,000 m²を超える部分についても新たに条例を定めますとあったときには県との中で協議させて頂いて、必要に応じて適応は除外していくことは必要かなと考えています。

(委員)

ということは三重県全域で基本的には当然この条例と同等以上の効果というものは得られると言う事ですね。わかりました。

(委員)

これ、市町がもう少し厳しい条例をやったときの指導というのは県がやってもらえるのですか。

(事務局)

そこは残念ながら、条例の適用に除外してしまいますので市町の責任でやっていただく事になります。

(委員)

でも県は全く関与しませんというわけではないでしょう。

(事務局)

そこは連携しながら進めていくことになるかと思いますが、ただ条例の運用自体の権限は市町しかありませんので、その分についての指導というのが県ではできなくなってしまいますので、助言であるとかそうしたことはできるかと思いますが、実際に立入に行って何かすることは難しいと思います。

(委員)

連携は取っていただくので、市が作ったから県は知らんよという事はないのですね。

(事務局)

ないように考えております。

(委員)

現場は結構厳しく、個々に上がってくるのではないかなという気がしなくもないですが、その辺りは県と市町が連携をしていただいて、できれば県の方でやっていただけると良いのかなと思います。

もう一点確認ですが、前も確認させていただいたかと思うのですが、資料の2のP6の12番、13番のあたりで調査するところが違ったら水質も違うのではないかという話が上がっています。土を入れる前の今の自然状態で測ってくださいねという話もそうだし、土砂入れた後でどこの土を測ってもらうのもそうだと思いますが、その辺りの指針というか、具体的にどこのどういう土を取るかという指導は県としてやっていただけるという形で良かったですか。

(事務局)

まず現状の地盤の調査というのはこのあり方の中で盛り込ませていただいております。現状を調査した上で行う旨は盛り込んでおります。あと水質調査の方法等については入ってきたものについて汚染されているかの確認ということで表流水等につい

で測っていただくということになりますし、完了時については土壌の調査等も含め実施しますが、それについてはマニュアル等定めて、やり方等についてはオーソライズできるようにしていきたいと思います。

(委員)

例えば、先ほどの市町の条例と県の条例で違ってくるところがあるとすれば、市町の方が現場が地元なので具体的に見えてきて「そのとり方ではいけないだろう」というところから異なってくるのではという心配が少しあるので、そうした細かいところも含め市町とすり合わせて頂ければと思います。よろしくお願いします。

(委員)

(資料3) P12の改良土・再生土のところでは一点だけ。高アルカリなため植生に影響するという記載があるのですが、これ「周辺環境に影響がある」ではなく「植生」と書くのには何か理由があるのですか。

(事務局)

ベンチマーク等いろいろしておりまして、その中で千葉県が高アルカリな再生土についての規制の考え方を持っておりまして、その考え方として、1つは高アルカリな植生への影響が懸念されて農地に入ったことにより育成障害が起こったという情報を得ましたので、そうしたところから「植生への影響」という言葉を入れさせていただいています。あとpH自体の高アルカリのものが周辺環境に出ていくお話はいろいろあるかと思いますが、例えば水質汚濁防止法ですと(排水量が)50m³/日以下の事業場については水質規制というものは基本的にpHについてはかかってきませんし、また実際の土木工事等においても例えば現場打ちの改良土になれば、セメント系の改良土などが使われて、雨水に接触したものが流れて行ったり、あとコンクリートの打ちっぱなし構造物になりますとそれ自体は水和反応でアルカリを放出しながら固まっていくようなものになりますので、高アルカリのものが出ていきます。そういったものと比較して直ちに改良土や再生土が周辺環境に影響を与えているのかという事は正直なかなか言い方としては難しいのかなと思い、現実として他県において問題があるとされている「植生」という事で今記載をさせていただいています。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。下に「生活環境の保全上必要な」という意味も含めたら全部入っているという事になるのでしょうか、あえてこれだけ頭出しされているのが疑問で質問させていただいた次第です。

(酒井部会長)

他いかがでしょうか。最終となりますがよろしいですか。

これが最終案で、本日いただいた意見をもう少し加えた形で、若干協議する部分もあり、私との協議で最後ご報告という形でもよろしいでしょうか。大きく変えることはないと思われまますので、基本この形で、最終案をベースに修正していただくということで、県の方をお願いして進めていきたいと思ひます。

ということで皆様色々ご意見いただきまして本当にありがとうございます。短時間でここまでまとめられましたので、感謝申し上げます。あと、先ほどからいろいろご意見出ているのですが、条例を作っても実際きっちり動いていないと意味がないので、特に市町、地域住民の方との連携は大変重要です。また運用するとなると様々な問題が出てくると思ひますので、その辺りも含めて上手く運用して県民の安心・安全につながるような形の条例の運用をお願いしたいなと思ひます。これから大変だとは思ひますが是非ともよろしくお願ひいたします。それでは委員の皆様本当にありがとうございました。

(事務局)

それでは最後に今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

【事務局説明 (略)】

「今後のスケジュール(案)について」

資料4

(酒井部会長)

以上を持ちまして、本日の審議については全て終了しました。再度になりますが委員の皆様には、熱心にご議論いただき、貴重なご意見を頂戴しましてありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

酒井部会長、議事進行ありがとうございます。委員の皆様、長時間のご議論ありがとうございます。本日の審議結果を踏まえまして、三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会の答申案につきましては、令和元年10月10日に開催予定の環境審議会にて報告、審議いただくこととしております。酒井部会長、またよろしくお願ひ申し上げたいと思ひております。それでは、本日の部会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございます。

【閉会】